

松原第6町会自主防災会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、松原第6町会自主防災会(以下「本会」という。)と称し、事務所を町会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、松原第6町会(以下「町会」という。)内に居住するものが自主的な防災活動を行うことにより、水火災、雪害、地震等(以下「災害」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)防災に対する知識の普及に関すること。
- (2)災害の防止に関すること。
- (3)災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること。
- (4)防災訓練の実施に関すること。
- (5)防災資材等の整備と管理に関すること。
- (6)その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 本会は、町会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 若干名
- (3)防災委員 若干名
- (4)防災アドバイザー 若干名

2 役員は以下の通り、町会役員が兼務することを基本とする。

- (1)防災会長 町会長
- (2)防災副会長 副会長、会計
- (3)防災委員 防災防犯部長(正副)、班長、民生児童委員

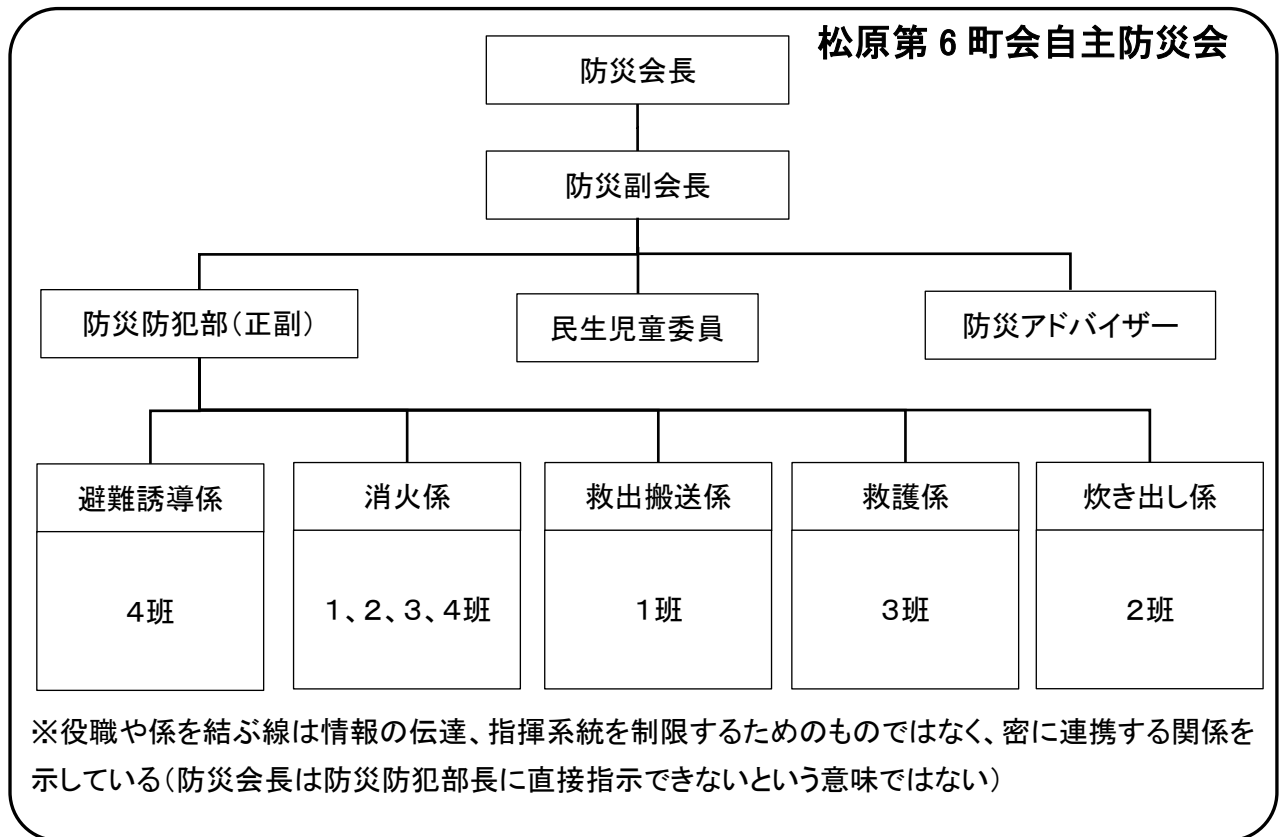
3 役員の任期は、町会の役員任期と同様にする。ただし、再任を妨げない。

4 防災アドバイザーは町会内より高い防災意識と知識を有する有志を募り、防災会長が委嘱する。任期は1年で再任を妨げない。

5 再任役員がいる場合であっても、第5条2項に定める町会役員は防災副会長または防災委員の任に当たるものとする。

(役員構成と職務)

第6条 本会の役員構成は以下のとおりとする。



- 2 役員は別途定める「松原第六町会自主防災会 緊急連絡網」を常に携行し、災害発生時にはこれにより速やかな指示の伝達に努める。
- 3 防災会長は、本会を代表して会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 4 防災副会長は防災会長を補佐し、防災会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 防災委員は、以下に従い会務の運営に当たる。

	平時の職務	災害発生時の職務
防 災 防 犯 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係文書の保守 ・防災倉庫に収納されている防災備品の管理 ・消火 BOX の定期点検 ・防災啓もう活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認実施の責任者として安否情報の収集、集計を行い防災部長へ報告する ・災害の状況、情報収集を行い、各係に対して活動を指示する
民 生 児 童 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の把握と定期的な訪問による災害時対応の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の安否と避難の確認
防 災 ア ド バ イ ザ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関連情報収集 ・防災啓もう活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の活動に適切なアドバイスを行い、迅速な災害対策活動が行えるよう努める
避 難 誘 導 係	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の把握 ・避難場所、避難路の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が一時集合場所へ集合する際の安全確保と誘導

	・避難訓練の実施	・会員が一時集合場所から指定避難所、指定緊急避難場所等へ移動する際の避難誘導
消 火 係	・初期消火訓練の実施	・火災発生時の初期消火 ・会員が避難中の火災警戒
救 出 搬 送 係	・救出訓練の実施	・負傷者の救出と搬送
救 護 係	・応急救護訓練の実施 ・応急手当の訓練の実施	・負傷者の応急手当
炊 き 出 し 係	・炊き出し訓練の実施	・食料、水の調達 ・炊き出し実施

☆この役割分担は、平成24年度第10回班長会にて決定したものである。

(会議)

第7条 本会の会議は、町会の定期総会、臨時総会、及び役員会をもってこれに充てる。

- 2 防災会長が必要と認める場合は臨時に防災会議を招集することができるものとし、防災会長が議長の任に当たる。
- 3 再任役員、民生児童委員及び防災アドバイザーは町会役員会の構成員ではないため、役員会その他の会議において防災関連の議案審議を行う場合には、その都度町会長が会議への出席を要請する。防災関連議案の審議は他の審議、報告に優先して実施するものとし、当該審議が終了した場合は速やかに退出する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、町会の経費をもってこれに充てる。

附 則

この規約は、平成17年9月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から改正施行する。

この規約は、令和3年9月30日から改正施行する。

この規約は、令和8年4月12日から改正施行する。